

やご子息などを戦地に送り出し、自らも戦禍に見舞われながら無事の帰還を願つて日々過ごしておられる留守家族のお気持ちを考えると、大東亜戦争という未曾有の国難に立ち向かわれた先達各位のお心と重なり胸が痛みます。我が国周辺においても弾道ミサイルの発射を繰り返す北朝鮮や東シナ海・南シナ海・日本近海において周辺諸国に圧力を加え続ける中国等の不安定要因が存在しております。

新しい年を迎えて、過去の歴史を踏まえ、先人の御靈に応え平和で明るい未来を守りますよう倍旧の努力が必要な時代であるとの認識を持ち、協議会活動に臨んで参ります。

令和8年においても会員各団体とともに斎行する「令和8年度大東亜戦争全戦没者公同慰靈祭」を7月4日(土)に靖國神社に於いて斎行しますので会員各位をはじめ多くの皆様のご参列を仰ぎ哀悼の誠を捧げたいと存じます。

もう一つの柱である戦没者慰靈思想の普及ですが、大東亜戦争を知らない世代を焦点に例年通り広報誌「慰靈」を年3回発行するとともに、ホームページを適宜更新し大東亜戦争に至る歴史的経緯、その苦闘の歴史等を伝え併せて戦没者崇敬に係る意識の作興を図つて参ります。

やご子息などを戦地に送り出し、自らも戦禍に見舞われながら無事の帰還を願つて日々過ごしておられる留守家族のお気持ちを考えると、大東亜戦争という未曾有の国難に立ち向かわれた先達各位のお心と重なり胸が痛みます。

これまで活動を支えていたいきた会員各位が高齢になられ会員の減少が続き運営基盤が弱体化して参りました。会員団体と手を携えて本課題に取り組んで参りたいと考えております。会員の皆様にも忌憚のないご意見、ご要望をお聞かせ願いたく存じます。

旧年を回顧し、新年への思いを記しましたが、私自身これらを思い描きながら心新たに戦没者の御靈をお慰めして参りたいと存じます。

今年も私どもの活動にご支援、協力のほどよろしくお願ひ申し上げ新年の挨拶とさせていただきます。

令和八年元旦

公益財団法人
大東亜戦争全戦没者慰靈団体協議会
会長 安倍 昭恵

会員各位をはじめ多くの皆様のご参列を

航空自衛隊退職者団体つばさ会

会長
副会長
副会長
副会長
副会長
副会長
専務理事

杉山 良行
杉山 丸茂
河野 幸雄
佐賀 幾雄
正彦
河野 克俊
村川 豊
佐賀 伸一

公益財団法人 水交會

会長 森 勉
副理事長 火箱 芳文
副理事長 岩田 清文
専務理事 内田 益次郎
事務局長 本庄 俊弘

謹賀新年

謹賀新年

公益財団法人 陸修偕行社

公益社団法人 隊友会

会長 折木 良一
副理事長 岩崎 茂
常務理事 徳地 秀士
常務理事 岩田 清文
常務理事 山村 浩
事務局長 藤井 貞文

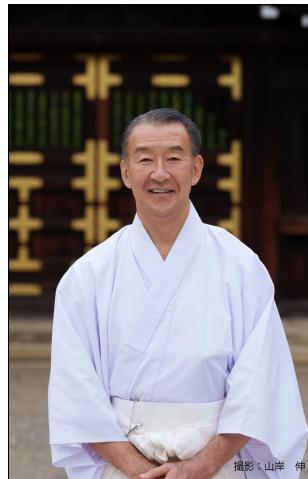
公益財団法人 特攻隊戦没者慰靈顕彰会

会長 藤田 幸生
副理事長 岩崎 茂
理事長 岡部 俊哉
副理事長 兼 石井 光政
専務理事 兼 事務局長

公益財団法人 千鳥ヶ淵戦没者墓苑奉仕会

会長 鈴木 俊一
副会長 羽毛田 信吾
副会長 小池 百合子
副会長 千本 信吾
副会長 保松 伸一
副会長 中村 信吾
副会長 住吉 伸一
専務理事 榎木 新二
専務理事 一俊
専務理事 順則

戦後の節目にあたり、過去・現在・未来を繋ぐ「平和の社」の役割を考察する（1）



靖國神社 宮司 大塚 海夫

けに止まらず、日本は実に世界に誇る「比類なき平和国家」なのである。そして、このように平和に恵まれたからこそ、穏やかで寛容、包摂的な神道が生まれたとも言えよう。明治維新を経た新生日本が国家としての最初の招魂祭を行う際に、江戸時代末期から国学が流行となる環境下、日本古来の神々を祀る神道の形式に則ったことは時流の必然であったと言える。

はじめに

昨年のパリ五輪で、日本の若きメダリストが、日本に戻つたら特攻資料館を訪ねて、生きていること、そして好きなことができる当たつ前ではないことを感じたい旨を語っていた。平和な生活が送れることは素晴らしいことだ。だが、世界的に見ると、平和の裡に日々を送れることは決して当たり前のことではない。

八十年間、およそ二世代にわたり日本で平和が続いていることは世界的に見て稀有な事例である。この八十年だ

平和は努力して獲得するもの

謹賀新年

在・未来を繋ぐ「平和の社」の役割を考察する（1）

けに止まらず、日本は実に世界に誇る「比類なき平和国家」なのである。そして、このように平和に恵まれたからこそ、穏やかで寛容、包摂的な神道が生まれたとも言えよう。明治維新を経た新生日本が国家としての最初の招魂祭を行う際に、江戸時代末期から国学が流行となる環境下、日本古来の神々を祀る神道の形式に則ったことは時流の必然であったと言える。

本年は、大東亜戦争終戦八十年目に当たる年として注目を浴びているが、同時に、日露戦争終戦百二十年、日清戦争終戦百三十年と、近代日本が戦つた大きな戦争の節目の年に当たる。

八十年の長きにわたり平和を維持することができた国は少ない。現在の国連加盟百九十三カ国中、千九百四十五年以來、内外戦争に関与していない国家、国連平和活動において戦闘を経験していない国家は恐らく日本、イスラエル、バチカン、イスランド、サンマリノ、アンドラ、モナコ、コスタリカ、リヒテンシユタインの九か国ぐらいなものである。そもそも八十年前に存在した国は約七十か国しかない。戦後の占領期間を含むものの、日本のような「大国」が、戦争に関与せずに八十年間を平和の裡に過ごすことができたのは、世界的に稀有なことなのである。

公益財団法人
大東亜戦争全戦没者慰靈団体協議会

会長 安倍 昭恵
理事長 山下 輝男
副理事長 石井 光政
事務局長 伊藤 隆
専務理事 国澤 輝生

会長 安倍 昭恵
理事長 山下 輝男
副理事長 石井 光政
事務局長 伊藤 隆
専務理事 国澤 輝生

医療法人社団 伍光会

サスラボ株式会社

軍学堂

株式会社 青林堂

特定非営利法人 孫子経営塾

特定非営利活動法人

日本サイパンFRIENDSHIP協会

株式会社 リアリ

私が大使として三年間を過ごしたジ
ブチ共和国は、四国の一・三倍の面積
に人口百万、天然資源もなく食糧自給
もできず、驚異的な失業率の高さ、そ
して、何よりも国内外に騒乱、騒擾の
種を抱える国々に囲まれる中、唯一、
域内で平和と安定を享受する希有な国
だ。その陰では、外交力を駆使して米
中という対立する二大国の基地を誘致
し、隣接する「万年紛争国」ソマリア
へ十年以上にわたり、常時、国軍の四
分の一の兵力を平和維持活動のために
派出し、その結果、六十名を越す死者
も出す、文字通り血の滲む努力をして
いる。

私は四十年以上、安全保障を生業と
し、平和の創造、維持のための努力の
一端を担つてきたが、平和は時間とお
金、そして時には命の犠牲を伴う多大
な努力の上に創出するものであり、タ
ダでは獲得できないものというのが国
際常識であることを思い知らされた。

十年の平和を享受した江戸時代、「文
明の地」欧州では戦争のない年はほぼ
無かつた。更に遡ると、源平合戦が始
まるまでの奈良・平安時代には、蝦夷
等の地方での戦いや、いくつかの紛争
はあつたものの、基本的には数百年間
の平和が保たれていた。ちなみに、こ
の時代から現在まで継続している国家
は、日本とサンマリノ共和国を除いて
世界に存在しない。

最近の考古学的調査結果によると、
縄文時代には、数千年単位で平和が続
いていたとのことである。青森県の三
内丸山遺跡には、今から五千九百年前
から千七百年間の長きにわたり平和な
文明があつたそうだ。集落に防御壁が
なく、武器が発掘されず、武器で殺害
された遺体が見られないのだ。山から
は木の実、山菜、果物、「ジビエ」を、
海からは魚介類を採取して食べ、新潟
や神津島との海上交易もあつたらしい。

四季に恵まれた豊かな自然を背景と
し、千年単位の長期にわたる平和が基
づいて、大陸から適度な距離の島国だっ
たので、騎馬民族の蹂躪も受けぬ一方、
他人から食べ物を簒奪する必要もなく、
また、大大陸から導入することができたと
いう地理的環境によるものなのだろう。
海原会

謹賀新年

千七百年という年月は、古墳時代か
ら現代に至る期間に相当する。その何
倍もの期間、何世代に及ぶか数えきれ
ないほどの長きにわたり平和が続いた
とすると、日本人の身体に、DNAの
レベルで平和が染みついていたとして
他人との関係において対立を極力回避
しようとして、対立したとしても、圧倒
的な勝利よりもワインワインの関係、
より踏み込んでいえば共存共栄を追求
するのを習わしとしている。やや飛躍
に聞こえるかもしれないが、学校や会
社での「討議・討論」が、世界の多く
の国に比較して低調であり、反対意見
を開陳することが極力控えられる傾向
にあるのも、対立を忌避する性向ゆえ
ではないだろうか。すなわち、日本人
は、無意識のうちに、DNAレベルで
平穏、平安、平和という概念を基盤と
して行動しているのだとと思つ。

海原会	英靈にこたえる会
エラブ力東京都人会	
岡山県郷友会	
鹿児島偕行会	
神奈川県偕行会	
駆逐艦菊月会	
熊本偕行会	
群馬陸修偕行会	
甲飛喇叭隊	
埼玉偕行会	
佐賀県偕行会	
JYMA日本青年遺骨収集団	
全国ソロモン会	
全国メレヨン会	
全ビルマ会	
太平洋戦争戦没者慰靈協会	
筑後地区偕行会	
東京郷友連盟	
東部ニューギニア戦友・遺族会	
ハワイ明治会	
ネービー21	
福岡県偕行会	
宮崎県陸修偕行会	
山口県偕行会	

体の宗教としての「惟神の道」、すなわち、後世の神道を生み出したのだと感じる。本年四月に逝去された田中英道東北大名誉教授が提唱したように、日本人の精神性の原点はまさにこの「自然道」にあるのだ。そして、更に歴史を下ると、聖徳太子がそれを「十七条憲法」という形で、我が国の国是とも言える「和」という概念として結実させることになつていったのだろう。

神道は「宗教」なのか

江戸時代の泰平を享受していた日本にも帝国主義の荒波が迫る。千八百四十年の阿片戦争で、大清帝国が西洋の餌食になるのを目の当たりにした江戸幕府のリーダー達が、二百六十年間の平和と鎖国体制に浸りきついていたが故に、どうすればよいか考えあぐねたであろうことは想像に難くない。いたずらに時間が過ぎる中で、ペリーが来航する。清国との二の舞にならず、欧米列強の植民地化を回避するためにはどうすべきか、日本国内の意見が分かれ、政治闘争に移行する形で戊辰戦争が勃発する。幕藩体制は終焉し、新生日本が誕生する。独立維持という国家目的達成のため、開国して西洋の「文明」を取り入れ、富国強兵の方針が決定される。西洋の思想・文化が大量に流入する。

「あなたの宗教は何か」と訊かれると、今日、八割の日本人が「無宗教」と答えると言われる。しかし、圧倒的多数の日本人が初詣やお盆の行事を行い、季節のお祭りに参加し、時には「日の出」に手を合わせる。これは十分に「宗教的」行為である。食前に「いただきます」と感謝を述べることも然りである。このような日本人を「無宗教」と呼ぶのは適当と言えない。

「宗教」という旗印を掲げずとも、極く自然に「宗教的」行為が身についているという点で、むしろ世界で最も「宗教的」な民族と言えるのではないだろうか。

さて、當時の日本人にとって、国と言えば「藩」を意味した。しかし、歐米列強の植民地にならず、独立を維持していくために「ネイション」としての国家建設が急がれ、政府は祭政一致

るに当たり、主としてキリスト教を対象とする「レリジョン」の概念も導入され、その訳語として「宗教」が定着していく。この經緯を見ると、日本人にとって「宗教」とは、歴史的・伝統的に日本人に馴染みの深い神道や仏教のような信仰とは異なる、一神教的思想を指す概念であると言つても過言ではなかろう。

「あなたの宗教は何か」と訊かれるが意図的に神仏分離するまで、千三百年以上の長きにわたり共存していた。共同体の宗教たる神道と、個人の宗教たる仏教は、対立する関係ではなく、むしろ相互に補完^{ヒヤウツ}しが可能だつも然りである。このような日本人をたのんだ。江戸時代中期以降に隆盛したという世相も踏まえ、明治政府は、西洋の「宗教」に対抗するために、神仏判然令を出して神道を分離し国教

にしようとしたが、無理だったということだ。そもそも、神道には教義も經典もなく、したがつて、國家の「宗教」とは成り得なかつたのだろう。

ところが、教義がなく、ひたすら祭による國家統治を目指した。そこには、祀の嚴修に務める神職は説教するといふことがない。神職は、「仲執持」まいしという思いもあつたに相違ない。（なかとりもち）」と呼ばれ、神様と参拝者の間を取持つことが役目になる。当初、遙か昔の律令国家に範を取ろうとした政府は、太政官、軍務官に合併して、神祇官制度はあつという間に解体されてしまう。六世紀の仏教伝来以来、それが神祇官制度はあつという間に解体されてしまう。六世紀の仏教伝来以来、神道は仏教と見事に習合し、明治政府

が意図的に神仏分離するまで、千三百年以上の長きにわたり共存していた。共同体の宗教たる神道と、個人の宗教たる仏教は、対立する関係ではなく、むしろ相互に補完^{ヒヤウツ}しが可能だつも然りである。このような日本人をたのんだ。江戸時代中期以降に隆盛したという世相も踏まえ、明治政府は、西洋の「宗教」に対抗するために、神仏判然令を出して神道を分離し国教にしようとしたが、無理だったということだ。そもそも、神道には教義も經典もなく、したがつて、國家の「宗教」とは成り得なかつたのだろう。

大東亜戦争後、占領軍は日本文化に対する浅薄な理解に基づき、いわゆる神道指令を発し、神社に對して、宗教法人になるか消滅するかとの二者択一を強要した。神社界は生き残りをかけて宗教法人となる道を選択したが、それが日本人一般の考える「宗教」の概念に基づくものだったのか。この問題は更なる考察が必要となるだろう。

靖國神社御創建と英靈祭祀

さて、新國家体制に向けての産みの苦しみであつた戊辰戦争で戦歿した官軍三千五百余柱の英靈を祀るため、明治天皇の思召しにより東京の九段坂上に仮本殿・拝殿が造営され鎮座祭が斎行された。この招魂社が明治十二年に靖國神社と改称されて今日に至つている。「國を靖んずる」とは、國に平和をもたらすことを意味する。靖國神社

はまさに「平和の社」なのである。東京の招魂社における国家としての慰靈・顯彰は、天皇陛下を中心とした日本と、いう新しい国民国家体制建設に向けた象徴的行為だつたと言える。明治維新に至る過程での招魂の儀式は、同志によつて、あるいは長州のように藩によつて行われていた。他方で、新しい国家体制の下で、国家として戦歿者の慰靈・顯彰を行つたことは、世界の先駆けであり画期的だった。

明治十年の西南戦争を以て、国内は安定化する。以後、神社に祀られる御神は、日清戦争から大東亜戦争にかけて、外国との戦争に際して、国のために尊い命を捧げた方々となり、今日、合わせて二百四十六万六千余柱の英靈が祀られている。戦歿者が生ずる都度、陸海軍部隊の指揮官が陸海軍省に上申し、各大臣から天皇陛下に上奏して、御裁可を得た上で、名簿が神社に送られ、靖國神社では、その名簿に基づき戦歿者の「みたま」を招魂し合祀祭を行ってきた。

領政策の一環として、「日本版」政教分離の概念が強要され、政府が直接靖國神社に合祀の指示を出せなくなつたことから、靖國神社が英靈の合祀を続けることは不可能と思われた。御祭神を決めるのは政府の役割であり、戦歿者のデータはすべて政府が保有していたのである。しかし、国民、就中、御遺族の悲願として、一刻も早い合祀が求められており、政府は可能な限り靖國神社に最大限の協力をするという方針を明確にした。

既に陸海軍省は消滅していたものの、復員省、その後は厚生省が戦歿者遺族に関する事務を引き継ぎ、その業務の一環として靖國神社にも祭神名簿が交付されることとなり、昭和三十四年までに、ほぼ合祀が概成する運びとなつた。国家の祭祀を行つてきた神社が、占領政策の結果、突然に宗教法人とされ、政府との関係を断たれた。しかしこれの合祀に関して、政府はどなたを英靈の合祀にに関して、御祭神としてお祀りするかという点で、また、靖國神社はその方を御祭神として合祀するという点で、それぞれが戦前と変わりなくその責任を果たすこと

お食事を差し上げる朝御饌祭、夕御饌祭、そしてその日付に散華された英靈をお祀りする永代神樂祭が行われる。毎月、一日、十一日、二十一日の月次祭や、御創立記念日祭などの中祭と呼ばれる規模のお祭り、そして全神職が参籠して御奉仕する春秋の例大祭と祈年祭、新嘗祭という大祭など、年間に千回を優に超えるお祭りを斎行申し上げている。加えて、関係団体などによる慰靈祭、遺族崇敬者の参拝など、神職はひたすら神明奉仕に明け暮れる。その目的は英靈の奉慰顕彰であり、國のために尊い命を捧げられた御祭神への感謝と、平和への祈りを捧げるのである。

合祀であつたのだ。戦争は国家の営みであり、その意味で、国家による英靈の奉慰顕彰は、戦地に赴く兵士の覚悟に國家が応える精神的支柱であり、当然の義務なのである。現在の靖國神社は、法的には政府の管理を離れてはいるが、国のために尊い命を捧げられた英靈に対する責務は、今後とも果たし続けていく。英靈の皆様は、生前、ご家族に、自分に会いたければ靖國神社に来るよう言い残し、また、戦友同士、次は靖國神社で会おうと言つて戦つた。靖國神社こそが英靈の奉慰顕彰の場であり、それは靖國神社にしか果たせない役割、他の施設では代替が利かないのである。

自衛官は任官に際して「服務の宣誓」を行ふ。そこには、「事に臨んでは危険を顧みず身をもつて責務の完遂に務め」と、「死んでも責任を果たします」という國との約束が含まれる。私もそのような人生を四十年間歩んだが、もし自分の身に何かあつた場合に、最も気になるのは、やはり後世の人々が自分の行為を覚えていてくれるだろうかということだ。

近代日本において、戦歿者の神靈を國家として靖國神社に祀り、その名譽

国家として靖國神社に祀り、その名譽を永遠に顕彰してくれるという安心感と誇りを約束することが靖國神社への

編集者注

続
く

『あの戦争を振り返り戦没者の靈を慰する』 第十七回

元くらしき作陽大学教授 東京裁判研究者

松元 直歳

大東亜・太平洋戦争への前奏曲（II）

戦間期の日米中関係から開戦へ

（その12）満州事変から大東亜・太平洋戦へ・盧溝橋事件から日支間全面戦争へ—1937（昭和12）年頃に日本

が大陸で直面した困難（V）日本軍の南京攻略（いわゆる南京事件（その四）

上海から南京へ

1937（昭和12）年7月7日の盧溝橋事件勃発を嚆矢として、同年8月13日に始まつた日支間の第2次上海事変は、上海地区における日支間の大激戦を招來した。第2次上海事変から南京攻略に至る戦いを「日本軍の連戦連勝」と描する向きもあるが、事この上海での戦いに関する限り、日本軍の損傷は莫大なものであつた。例えば、『戦史叢書』から引用された、偕行社『南京戦史』307頁によれば、「上海戦において、8月23日上陸以降、謬着した戦線が動き始めた11月8日まで

の我が陸軍の戦死傷者累計は、40,372名の多きにのぼつた」のであつた。中支那方面軍を構成した上海派遣軍中の第9師団（師団長吉住良輔中将）に限つてみても、同じ頁に記載された我が軍の損害に関する「第四表 第9師団の上海—南京作戦間戦死傷者数」に従えば、南京攻略戦の戦死者は460名、上海から南京への追撃戦の戦死者が683名であるのに対して、上海戦の戦死者は3,833の多くを数えたのであつた。

しかし日支両軍による流石の大激戦も、日本側上海派遣軍の急派、兵力増強、海軍航空の南京空襲と陸軍航空の上海進出に加えて、柳川平助中将司令官に率いられた第10軍の杭州湾（はくばう）口上陸によつて、形勢は一変した。中國軍は総崩れとなり、一路、首都南京方面に向かつて退却を開始したのである。ただここで一点、付け加えておかねばならない。即ち、中国軍総崩れのあと、他の追撃戦、また南京防衛陣地の攻撃と南京城の攻略の戦いといえども、容易な戦いではなかつた事である。その理由は、上海、南京そしてさらに続くその後の蒋介石中華民国との泥沼の戦いのそもそもその発端は、中国側のイニシアティヴによつて1937（昭和12）年7月7日に始まつた盧溝橋事件にあつた事を考えればよい。中国軍の戦意は、特にその初期に於て充分に高かつたのである。両軍の戦いの様相は、熾烈、苛烈なものであつたのである。

何にしても戦火は、先ずは上海から南京へと拡大する。日本軍は南京へ現までの高速鉄道によつても約300キロであるが、追撃戦で歩いた距離は、これを遙かに上回るであろう。

本第17回稿（『慰霊』第66号）では、「いわゆる南京事件」について、「上海から南京への戦域拡大—南京攻略の決定」、「上海から南京へ—困難を極めた補給問題」を扱うこととする。

10月20日には第10軍の戦闘序列（軍司令官・柳川平助中将、第6、第18、第114師団、國崎支隊II歩兵第41連隊基幹）を下令し、『船舶資材の不足など作戦準備不十分には目をつぶつて』（下村作戦部長の回想）、大部隊の上陸は困難であるといふ從来からの兵要地誌（軍事利用目的の地形、水路、季候等の総合地理書）の定説を無視し杭州湾に敵前上陸を行、中國軍の背後を衝かしめた。

また北支から第16師団を抽出して上海派遣軍の隸下に編入し、揚子江やや上流の白茆口（はくばうこう）に上陸して第10軍の作戦に策応せしめ、一挙に戦局を開しようとしたのである。

166隻の輸送船に分乗した第10

軍は11月5日、ほとんど敵の抵抗を受けることなく、朝霧たちこめる遠浅の金山衛付近の奇襲上陸に成功、泥濘の悪路を冒し、第6師団を松江

て同意しなかつた」結果、石原は、9月27日に更迭された。「代わつて下村定少将が作戦部長に就任して以来、主戦力を北支から上海方面に転移するための研究が熱心かつ精力的に行われた」。そして、第10軍と上海派遣軍の杭州湾・白茆口への上陸が実行される。即ち以下の通り。

から北方の崑山方向に深く突進しめて上海の中國軍の背後を衝くとともに、軍主力は（南京寄りの）西方の金山、嘉善、嘉興付近に進出した。

杭州湾上陸直後の第10軍第6師団（師団長谷壽夫中将）の状況はどのようなものであったか。同師団の通信小隊長・鶴飼敏定氏の回想を引用する。

「ほとんじ敵の抵抗を受けることなく」とはいうものの、現実には、師団長以下将校と雖も、兵と同様の方法で、悪路の中を進軍せねばならなかつた。

第6師団通信小隊長・鶴飼敏定氏の回想

揚陸した野砲を中心とする重車両部隊は揚陸地点に残置し、師団は小銃、軽、重機と軽砲（山砲と歩兵砲）をすべて兵の肩に担い携帯口糧とて撃を避けるためすべて衣服に着替え、地下足袋、巻脚絆で泥濘の畦道を一列縱隊で進撃する。師団長も馬なし、水田は深田で、中央の一輪車が通れるよう敷石をした幅1メートルくらいの畦道があるが、網の目のよう

走るクリークの橋はすべて落とされている。畦道伝いに迂回路を探しながら進む。

大隊の行動長径は4キロくらいに延び、道が粘土質のためツルツル滑つて、うつかりすると深田に滑り落ちる。行軍速度は1時間、せいぜい1.5キロ～2キロ程度。朝から歩いて金山に着いたのは午後4時ごろであつた。

上海から南京へ—11月7日の中支那方

画軍設立と作戦目的の拡大

さて、日本軍の増強と第10軍の杭州湾上陸とによって、上海での彼の戦勢は決定した。次には、逃走する中華民国軍を追送してその首都南京を陥れるか否かが、争点であった。

11月7日、「中支那方面軍設立と作戦目的の拡大」が決定される。支那事変の戦争目的は、ここに大きく拡張されることとなる。偕行社『南京戦史』に倣う。

大偕行社『南京戦史』—作戦目的の拡大

そして、杭州湾上陸成功後、11月7日、上海派遣軍と柳川軍（柳川平

助中将指揮する第10軍）とを編合指揮するため、中支那方面軍司令部が設けられて松井方面軍司令官にその任務が中央から示されたが、当初の作戦目的であった「居留民保護」か

ら「敵ノ戦争意志ヲ挫折セシメ戦局終結ノ動機ヲ獲得スル目的ヲ以テ上海附近ノ敵ヲ掃滅スルニ在リ」という積極的なものに変わり、11月12日「方面軍ノ作戦地域ハ概ね蘇州、嘉興ヲ連ヌル線以東トス」との上海西方に進出制令線が指示された。これは注目すべき変化であった。

また、「重藤支隊、第16師団は、遅れて11月13日、白茆口に上陸し、福山、常熟方面に突進したのであるが、第10軍に背後を衝かれた上海戦線の中国軍が総崩れとなり、退却を開始したのは、これより先11月9日のことであつた」。

上海から南京へ—「制令線」の突破か

ら「攻略命令」決済まで

上海から南京へ—「制令線」の突破か

すべて偕行社刊『南京戦史』に依拠する。

松井方面軍司令官は、11月15日「東京ヨリ来レル影佐禎昭大佐〔参本・第8課（宣伝謀略担当）長〕、柴山兼四郎大佐〔軍務局軍務課長〕ニ南京攻略ノ必要ヲ説いた。

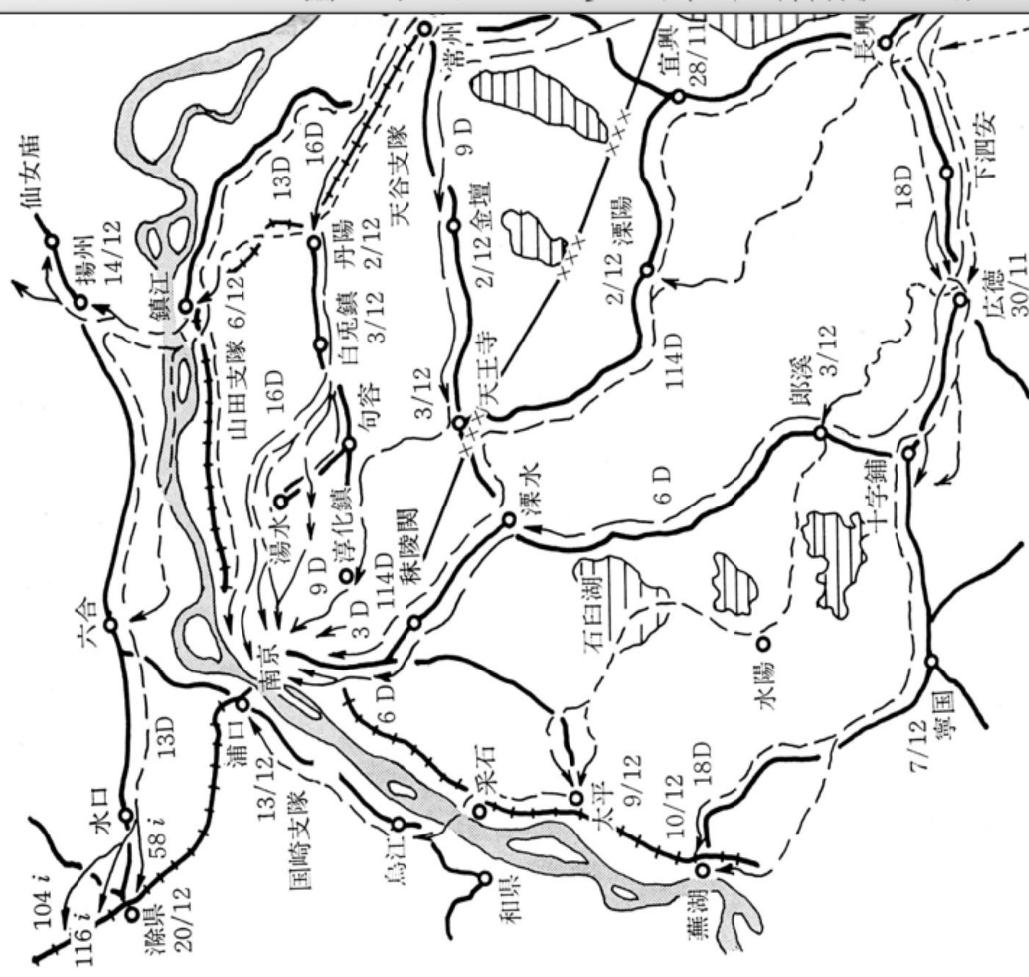
他方、「中国軍の総崩れに尾して追撃に移つた方面軍は、すでに述べたように早くも11月19日には中央から示された蘇州—嘉興の制令線を突破する勢いとなつた。

とにかく杭州湾上陸に成功した第10軍はこれよりさき15日、柳川軍司令官臨席のもとに幕僚会議を開き、「独断南京追撃敢行」を決し、19日朝「南京二戦ヲ準備セントス」との命令を下し、上海派遣軍隸下の各兵团は戦塵を洗う暇もなく12日、一斉に追撃を発起、第9師団は19日蘇州を占領、同じく19日、第16師団および重藤支隊は常熟を占領、また第10軍主力は急進して同日嘉興を

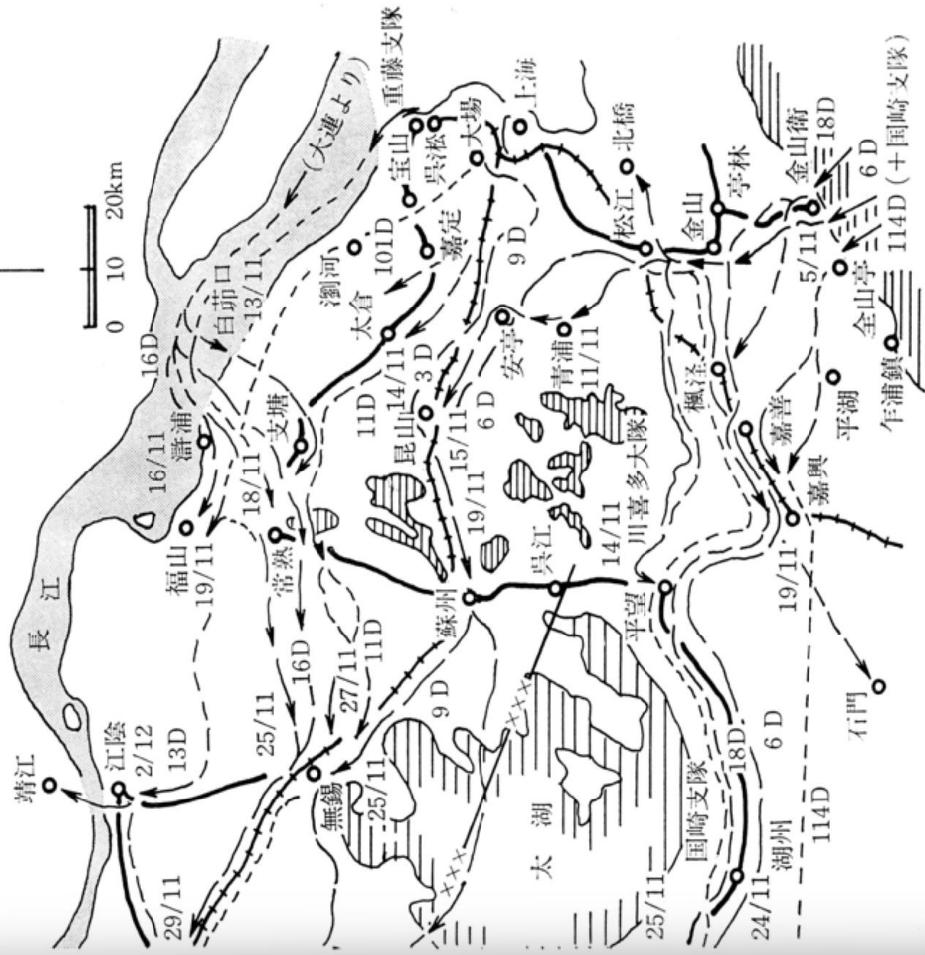
占領した」。

然し上の文言でも明らかな通り、この時点でもまだ、方面軍の正式な命令は、「南京攻略」を公認するものではなかつたのである。

圖5 中支那方面軍作戰經過要圖



(偕行社『南京戰史』P. 70~71)



20日間で南京は占領可能」との判断によるものであった。

この報告に接した多田（駿）参謀次長は大いに驚き、急ぎ追撃禁止の措置をとつたが、22日になると、中支那方面軍からも第10軍の行動を是認するが如き要旨次のような意見具申が到着した。

「今ヤ敵ノ抵抗ハ極メテ微弱ニシテ飽ク迄南京ヲ確保セントスル意図ヲ認メ難シ、此際蘇州、嘉興ノ線ニ軍ヲ留ムル時ハ戦機ヲ逸ス」

「事変解決ノ為ニハ首都南京ノ攻略ハ第一義的価値アリ」

「第10軍ハ後方ノ成立次第躍進ヲ統ケ得ベク上海派遣軍ハ旬日ノ休養ヲ与フルコトニヨリ南京ニ向フ追撃ハ可能ナリト判断シアリ」

偕行社『南京戦史』は言う。『これを受け、参謀本部第一部では河辺虎四郎作戦課長を中心に審議の結果、制令線廃止の結論を得た。当時ドイツの中華大使トラウトマンによる和平交渉に期待し、事変の拡大を深く憂えていた多田参謀次長はなお前進不可の方針を堅持していたが、24日になつてついに同意を与え『中支那方面軍作戦地域ハ之ヲ廢ス』ノ指示が出されることと

なつた。

戦線不拡大の中央の方針に基づき方面軍が制令線に停止している間を縫つて、上海周辺にあつた中国軍の主力はすでに安徽省に、一部は浙江、江北に退却しつつあつた。

戦術的に見ると、敵主力撃滅の好機は去りつあつたのである」と。

然し、然し、11月24日になつてもなお124日の午前会議においても、下記の如く、軍中央の意思決定内容は、明確ではなかつた。

「中支那方面軍の主眼は、上海附近の敵の掃蕩、上海を南京から孤立させること」であり、また「補給の体勢のみならず戦闘体制すらも充分に準備出来ていない」が故に、「直ちに南京に到達することは困難」であり、ただ「進撃の気勢を示して敵の戦意を碎く」、ことだ、と。

「中支那方面軍ハ上海附近ニ於ケル戦勝ノ成果ヲ利用致シマシテ機ヲ失セス果敢ナル追撃ヲ実施シツツアリマスカ元來此軍は上海附近ノ敵ヲ掃滅スルヲ任務トシ且同地ヲ南京方面ヨリ孤立セシムルコトヲ主眼トシリ戦組セラレテ居リマス関係上、其推進ニハ相當ノ制限ガ御座イマスノ

ミナラス、目下其前線部隊ハ其輜重ハ因ヨリ砲兵ノ如キ戦列部隊スラモ尚遠ク後方ニ在ル者數ク御座イマセシ」

「隣テ一挙直チニ南京ニ到達シ得ベシトハ考ヘテオリマセヌ此ノ場合方面軍ハ其ノ航空部隊ヲ以テ海軍航空兵力ト協力シテ南京其ノ他ノ要地ヲ爆撃シ且絶エス進撃ノ気勢ヲ示シテ敵ノ戦意ヲ消磨セシムルコトト存シマス。」

以上の如く、この御前会議の本旨には、軍の進撃を抑制する意思が表明されている。しかし、下村定回想録によれば、説明にあたつた下村第一部長は、「御前で」此の際どうしても申上げておかねばならないと云々考へから」、準備した原案になかつた独断を天皇に奏上した。即ち、「統帥部と致しましては今後の状況如何により該方面軍をして新たなる準備体制を整へ南京其の他を攻撃せしむることをも考慮して居ります」と、「南京攻略」を示唆する文言を独断追加したのである。「後で「多田」次長から叱られ」たのであつた。

参考作戦課・井本熊男大尉回想も又、

「石原少将と交代した下村第一部長の考え方は積極的であつて、就任当初から敵に大打撃を与え、南京攻略までや

らなければ事変解決の端緒はつかむ」とができないと考えていたようである」と、下村が積極策を持していたことを、裏書きしている。



下村 定 (Wikipedia)

11月24日御前会議

「中支那方面軍ハ上海附近ニ於ケル戦勝ノ成果ヲ利用致シマシテ機ヲ失セス果敢ナル追撃ヲ実施シツツアリマスカ元來此軍は上海附近ノ敵ヲ掃滅スルヲ任務トシ且同地ヲ南京方面ヨリ孤立セシムルコトヲ主眼トシリ戦組セラレテ居リマス関係上、其推進ニハ相當ノ制限ガ御座イマスノ

私が上海に参りまして武藤章（方軍）副長と話をした時（11月1日）、副長は「南京をやつたら敵は参る」と申し、私は「南京はやらなければならんが、やつても蒋はまだ参らんよ」などと水掛論をやつたことを思ひ出します。

河辺虎四郎作戦課長回想

すなわち、「松井方面軍司令官は25日、隸下両軍に対し無錫—湖州の線において爾後の作戦を準備せよと命じたが、第10軍は、さきに中央から南京追

撃中止の命を受けたのちも『南京に向ふ作戦を準備』するなどと曖昧な軍命令を下すことによつて表面を糊塗しつつ、次々と既成事実を積み重ねていたのである」。

ひますが同意されましたので、それから一瀉千里に事がはこんだ……」
のであった。

かくて、「南京攻略命令」は11月28日、ついに決済されたのであった。

戦史叢書は、南京攻略の決意も制令線の突破も、常に第10軍が独断の名のもとに先駆けをなし、（中支那）方面

軍がこれに追随し、中央が追認する形をとつて進行したことは注意を要する」と断じ、総括する。

さてその通り、
「中央が追認する」。一方軍が追隨し、

「現地軍が余勢を駆つて所命の無錫一湖州の線以西に進出しつつあるのを知つた參謀本部下村第一部長は、11月

27日、塙田方面軍參謀長あて『當部ニ
於テハ南京攻略ヲ実行スル固キ決意ノ

下ニ着々審議中ナリ 未だ決済不得ル

迄二ハ至ラサルモ取敢エスオ含ミマテ
と親展電報を打ち、これに對し方面軍
參謀長は「唯今貴電ヲ見テ安心ス

勇躍貴意ニ副フ如クス』と、返電して
いふ二の二つニ。『ミミ三夫は玄ニ

いる」のであつた。「まさに矢は弦を放たれんとしていたのである」。下村やどる

作戦部長の回想によれば、「有末〔次〕中佐が作戦指導要綱を起案して来ましたので〔多田〕次長には之に就いて色々突込んで申上げまして到々^{ママ}28日だと思

状 上海から南京へ—困難極めた補給の実

さて、『南京攻略命令』は11月28日、ようやく確定されたが、我が軍の上海から南京への進軍は、然し、容易なものではなかつた。特に軍指導部の短慮により、輜重・補給は難渋を極めた。偕行社『南京戦史』に引用された『松井岩根日記』は、「上陸直後の第10軍の後方」について、記す。

るが、太湖周辺の江南平野には至るところにクリークがあり、このクリークにかかる橋は（支那軍によつて）殆ど破壊され、また路外は深い水田地帯である。そのため、民船を操りクリークを利用して進んだ一部を除き、数少ない道路に歩、砲兵、輸重、自動車隊の人馬車両が燐集して（一ヵ所に群がり集まり）先を争うのであるから、その渋滞は甚だしかつた。

続けて、「方面軍兵站主任參謀・二
宮義清少佐談」は、11月17日、柳川平
助中将指揮下第10軍の、後方支援の実
状について記す。

方面軍兵站主任參謀・二宮義清少佐

第10軍は金山衛城付近の遠淺海岸に500メートルの棧橋を構築したが役に立たなかつた。同軍は166隻の輸送船中97隻を上海に回航し、そのため黃浦港には、合計124隻の輸送船が集まつた。上海には、（上海）派遣軍の軍需品を積載した輸送船27隻が停泊していたが、右97隻の到着で、その揚陸は著しく妨害せられてゐる。

『第9師団經理部衣料科附部員以下行動一覽表』所見

民船による軍需品輸送に関わる困難は、それだけにとどまらなかつた。軍馬の船舶輸送には大きな弱点があつた。即ち、「軍馬は長期、船倉にとじこめられる船舶輸送には弱」かつたのである。二宮方面軍兵站主任參謀は、「馬は痩せ衰えて役に立たない。自動車の不足を強く感じてゐる」と語る。

ぱりわからず、これを確かめるのに
苦労する。船長も知らず、一とおり
調べるのに3日を要した。

「上海派遣」軍ハ漸々今日ニ至リテ補助兵站戦トシテ水路ヲ利用シテ揚行鎮迄ノ糧食輸送ヲ開始セリ。思フニ水ニ明ケ水ニ暮し行ク江南ノ地、地圖通ノ水ト舟ノ地ニ來リ何ソ水路利用ノ遲キヲ慨カサルヲ得ス。陸軍力嘗テノ上海事變其他ニ於テ何ヲ学ヒタルカ。真剣味ト烈々トシテ燃ユルカ如キ熱意ナカリシコトヲ遺憾トスル所ナリ。

吾人ハ軍当局カ此ノ當時加給品ノ追送ヨリモ船ノ追送ヲ為シタランニハ、如何ハカリ兵ノ給養（人や馬に物を与えて養うこと）ヲ良好ナラシメシナラント痛感スル次第ナリ。

中支那方面軍司令官松井石根大將も、方面軍の補給の実状について、11月18日の日記に記す。

「軍ノ追撃二伴ヒ補給ハ蘇州河（中國江蘇省南東部の太湖から上海市西部を流れる吳淞江の別称。とくに上海市に入つてから蘇州河とよばれる）、瀕河（太湖から長江に注ぐ水路）及白茆河又ハ澱浦河ヲ利用シ、主トシテ水運ニヨリ一部ノ陸上輸送ト相俟テ概不其目的ヲ達成スヘキ見込ナルヲ知ル。」

いざれにせよ、第9師団參謀部の報告する通り「上海附近より南京に至る



約百里の間殆ど糧秣の補給を受くることなく現地物資のみに依り追撃を敢行したのであつた。(第9師団麾下伊佐一男大佐指揮)歩兵第7連隊史は記す。「給養は殆ど徵発に依つて賄つたが、副食物の多大なる不足を感じなかつた。これは物資豊富な地方の作戦であつたからである。しかし多数の駄馬(荷物を背に乗せ運ばせる馬)を失い、歩兵砲、機関銃中隊、通信班、大小行李(竹や柳、簾などを編んでつくられた轎籠。多くは直方体の容器で、衣料や文書あるいは雑物を入れるために用いる)等は非常に苦労した。臂力(腕の力)、力搬送だけでは追及することができなかつたので、支那人人夫牛馬を徵発し或は民船を利用する等、凡有手段を講じたのであつた」と。進軍には、「凡有手段を講じ」なければならなかつたのである。

何れにしろ日本軍の或は日本人の、周到な事前の準備に充分に心を碎かぬい短所があらわしていると云えようか。(続く)

硫黄島戦没者遺骨収集団に 参加して



硫黄島の全景 (画像提供 : 小笠原村)

令和 7 年度硫黄島戦没者遺骨収集
第 1 次派遣団員 柳澤 孝興

筆者らは、令和 7 年 7 月 2 日から約 2 週間、硫黄島における遺骨収集活動に、大東亜戦争全戦没者慰靈団体協議会から派遣され、英靈のご苦労を垣間見る機会を得ました。

硫黄島は、米軍にとって、日本本土爆撃の際、爆撃機運航の確実性、護衛戦闘機の離発着上不可欠な拠点であり、日本軍にとつても本土防衛面で、最も緊要な要点でした。

このように極めて過酷な条件のもとで、日本軍による孤軍奮闘の善戦が繰り広げられましたが、無念のうちに、硫黄島の戦いが終わり、敗戦を迎えた。終戦後幾度か遺骨収集活動が行われましたが、今なお、望郷の念を抱く約 1 万人を超える英靈の遺骨が回収されずに、そのまま孤島に、虚しく眠っているのも否めない事実でしよう。

令和 7 年度の最初の遺骨収集活動に参加し、多くの英靈が硫黄島における過酷な環境の中、祖国の誇栄を念じつつ、散華されたことを思うと、言葉がありません。

今回の遺骨収集活動を通じ、多くの英靈が、特に苦しんだであろうと推測される点について気が付きましたので、その思いと経験について述べさせて頂きます。

硫黄島は、旧くから硫黄の島と呼ばれていた歴史を紐解くまでもなく、現



火山性の熱気が充満した壕内



火山活動の様子



雨水の貯水に使われたと思われる施設

硫黄島は、今でも、噴火活動が活発で、水蒸気の噴煙の噴出や地表面の隆起が、報道されています。

火山の噴火活動が続く中、高温の硫黄ガスや灼熱の地熱に加え、日本軍将兵の悩みの極みは、乏しい水でした。焼き付くような喉の渴きに苦しんだ旨は、当時の資料に生々しく残されています。現在の硫黄島でも、生きる術の命の水は、雨水に頼るのみの環境です。つまり、地下及び地表面に湧き出る水は皆無であり、天からの雨水を集めることはありません。硫黄島の地名に、金明水そして銀明水と呼ばれる名称が残っている理由が、容易に理解できます。

す。



遺骨収集現場の様子

戦闘準備間及び戦闘間も、焼けつく
ような灼熱の中、乏しい水に苦しみな
がら、頑強な戦闘を可能とする地下壕
陣地を構築し、戦闘を継続しなければ
ならない将兵の困難性は、察するに余
りあります。

つまり、陸海軍の英靈にとつては、
敵との戦いの前に、厳しい環境の中で、
生き続けること、そして掩体構築に從
事すること自体が、大きな試練だった
ことでしょう。

このような艱難辛苦のもと、厳しい



収容した御遺骨を捧持し搭乗

地質環境の中、米軍の圧倒的な爆撃、
艦砲射撃に耐え、米軍が5日間で硫黄
島占領を完了すると見積もつていた激
戦は、陸海軍将兵の奮闘により、46日
間にも及んだのでした。

硫黄島の複郭陣地跡において、硫黄
ガスのためか米軍の砲火によるものか
判りませんが、黒く変色に至ったご遺
骨を探し当てた際は、英靈の無念さが
伝わってくる思いがしたのは私のみで
はないと確信しています。

散華された英靈の思い、そして故郷
において、父や子息等肉親の無事の帰
還を待っていたご家族の思いを考えま
すと、英靈のご遺骨を一刻も早く、灼
熱の地から母国へお連れすべきと思わ
ずにはいられません。



令和7年度硫黄島遺骨収集第1次派遣団

事務局からの報告等

一 令和 7 年度臨時理事会の開催

10月30日（木）、当協議会事務所において令和 7 年度臨時理事会を開催しました。

本会議では事務局から提出された議案について熱心な討議が行われた結果、それぞれ原案の通り承認されました。

⑤4月22日、靖國神社春季例大祭に安倍会長が参加

⑥4月28日、靖國神社永代神樂祭に事務局長他 1 名が参加

⑦5月25日、予科練戦没者慰靈祭に事務局長が参加

⑧5月26日、千鳥ヶ淵戦没者墓苑春季慰靈祭に専務理事が参加

⑨8月15日、全国戦没者追悼式に専務理事が参加

⑩8月15日、全国戦歿者慰靈大祭に専務理事が参加

⑪9月23日、特攻平和観音年次法要に事務局長が参加

⑫10月17日、千鳥ヶ淵戦没者墓苑秋季慰靈祭に専務理事が参加

⑬10月18日、靖國神社秋季例大祭に事務局長が参加

⑭10月26日、ソロモン群島方面戦没者慰靈祭に専務理事が参加

⑮11月1日、駆逐艦菊月会戦没者慰靈法要に事務局長が参加

①第1号議案.. 令和 7 年度上半期職務執行状況
②第2号議案.. 令和 7 年度上半期予算執行状況
③第3号議案.. 令和 7 年度上半期財産運用
④第4号議案.. 常勤役員の報酬月額
改定について
理事 6 名及び監事 2 名が出席

二 令和 7 年の慰靈祭参加状況

①3月8日、JYMA日本青年遺骨収集団慰靈祭に専務理事が参加

②3月29日特攻隊戦没者慰靈顕彰会慰靈祭に専務理事が参加

③4月6日、陸修復行社群馬・軍犬・軍鳩合同慰靈祭に事務局長が参加

④4月17日、令和 7 年度陸修復行社慰靈祭に事務局長が参加

の安全を考慮し中止になりました。このような状況ではありますがあ、第 4 回派遣（2月3日～2月19日）に、1名の参加を予定しています。

希望される方は事務局までご一報下さい。

なお、奉奏日の4月28日はサンフランシスコ講和条約が発効し、我が国の主権が回復した日であり、大東亜戦争の困難に敢然と立ち向かわれたご英靈の勇気と献身を思い起し感謝するよい機会になると思っています。

四 新入会員紹介（敬称略）
(令和 7 年 8 月 26 日～12 月 15 日)

【賛助会員】

末廣 信也 高市奈都子 林田 好広
賛助会員 3 名

五 広報誌「慰靈」掲載文のお詫びと訂正

〔慰靈 65 号〕に誤りがありました。

P9 一段 左側コラム枠

〔第 10 軍戦闘序列〕の 2 行目

第 6 師団所在地の記載が誤っています。

（正）熊本
(誤) 京都

謹んでお詫びし訂正いたします。

六 靖國神社永代神樂祭の「案内

令和 7 年度第 1 回派遣に陸修復行社から 2 名が参加され、23 柱を収容され

ました。

第 2 回派遣（2 名）、第 3 回派遣（2 名）は硫黄島の火山活動の活発化

による島内施設の被災状況及び派遣団による祭り祭祀をしていただけるものです。



七 寄付のお願い

会員各位をはじめ戦没者慰霊活動にご協力いただいております皆様には、日頃から当協議会の活動に深い理解とご支援を賜り篤く御礼申し上げます。

当協議会は、設立当時2,000人を超える賛助会員等により発足しましたが、戦後80年、当協議会発足から20年を迎えて、会員各位が鬼籍に入られたとの知らせが増え、新規に入会される方もおられます。昨年度末（令和7年3月末）賛助会員数は470名余となりました。

これまで皆様からいただいた会費及び寄付等の净財並びに資産運用の収益によって会の運営を行ってきたところですが、近年は事業に係わる支出が収入を上回る状況が続いています。 有り体に申せば最近の物価高に伴い慰霊祭の斎行、広報誌の発行・配布、ホームページの運営及び事務所運営にかかる経費等の固定的な費用が上昇し、年間の赤字額として200～300万円程度を計上せざるを得なくなっています。

このため発足当時の財産を取崩しながら運営する事態に陥っています。このまま推移すると10年を経ずに法

人法に定める事由により解散せざるを得ない状況に立つてしまつことを危惧しています。

本会発足の主目的である戦没者崇敬に関する思想の普及や戦没者慰霊事業の継続のため倍旧の「支援」協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、お知り合いの方などに当協議会への入会や寄付を勧めていただきますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、当協議会にお寄せいただく年会費及び寄付金は、下記の通り税額控除の対象となりますので申し添えさせていただきます。

会費及び寄付金は、下記の通り税額控除の対象となりますので申し添えさせていただきます。

当協議会のホームページには、会の概要（情報公開資料を含む）、参加団体、活動の概要、これまでに発行したホームページの運営及び事務所運営にかかる経費等の固定的な費用が上昇し、広報誌、問い合わせコーナー等を掲載しています。参考にしていただければ幸いです。

ホームページ <https://ireikyou.com>

会費納入のお願い

当協議会の活動は、会員の皆様の会費・寄付金等の净財で成り立つております。

令和7年度年会費未納の方には払込取扱票を「慰霊第66号」に同封していますので、年度会費納入の際ご利用いただき、会費納入にご協力をいただければ幸いです。

当協議会は、租税特別措置法に基づく税額控除対象法人に認定されています。

従来、5000円以上の年会費・寄附金を頂いている方に領収書及び証明書（写し）を送付しておりますが、本年度も同様の処置をさせていただきます。

なお、本送付は、12月以降随時発送中ですが、該当される方で未だお手元に届いていない方がおられましたら、お申出いただきますようお願い申し上げます。

また、5000円未満の方でも確定申告にあたりこの領収書及び証明書（写し）をご希望の方は、遠慮なく電話・メール等で事務局までお申し出下さい。

寄付金の税額控除に係る領収書等の送付について

当協議会は、租税特別措置法に基づく税額控除対象法人に認定されています。

従来、5000円以上の年会費・寄附金を頂いている方に領収書及び証明書（写し）を送付しておりますが、本年度も同様の処置をさせていただきます。

なお、本送付は、12月以降随時発送中ですが、該当される方で未だお手元に届いていない方がおられましたら、お申出いただきますようお願い申し上げます。

また、5000円未満の方でも確定申告にあたりこの領収書及び証明書（写し）をご希望の方は、遠慮なく電話・メール等で事務局までお申し出下さい。

新規会員獲得への協力のお願い

当協議会は、有志会員の皆様からお寄せいただけた貴重な会費収入を頼りに、戦没者慰霊の事業を運営しております。

この国の大東亜戦争戦没者慰霊事業の永続と充実を希う、多くの皆様の当協議会への入会を心からお待ち申し上げております。

既会員の皆様には、お知り合いの方の入会勧誘について、格別の協力を賜りますようお願い申し上げます。

会員の区分と年会費は、次のとおりです。

一 賛助会員
(本会の趣旨に賛同する個人)
年会費 三〇〇〇円

二 賛助特別会員
(特別御芳志の賛助会員)
年会費 五〇〇〇円

三 正会員
(本会の趣旨に賛同する慰霊目的の法人・団体)
年会費 一〇〇〇円

四 特別会員
(本会の趣旨に賛同する企業・法人団体)
年会費 一口一〇〇〇円
(一口以上)

*振込先口座番号（郵便振替口座）
〇〇一四〇一六一三三四九三〇
(当協議会へ事前に連絡をいただけ
ば、振込料無料の振込用紙付「入会の
しおり」をお届けいたします。)